

県産材利用緊急支援事業実施要領

令和8年6月30日制定

(総則)

第1 県産材利用緊急支援事業の実施については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）及び広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（昭和57年7月1日施行。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(趣旨)

第2 この事業は、県産材の利用量が着実に伸びているなかで、建築資材等の価格高騰により、今後の県産材の利用の低迷が危惧されているため、住宅建築事業者に対して県産材の価格上昇分の一部を緊急的に支援することによって、県産材の利用量の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第3 本要領で定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「県産材」とは、合法な手続を経て県内で伐採された丸太を県内で製材した木材をいい、次のいずれかの方法で証明された木材をいう。
 - ア 森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等で明記した木材
 - イ 広島県産材産地証明協議会発行の産地証明書により証明された木材
 - ウ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく登録木材関連事業者が、県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等で明記した木材
 - エ 『緑の循環』認証会議（SGEC）又は森林管理協議会（FSC）により、認定された認定事業者の認証林産物
 - オ 森林法に基づく伐採に関する手続きが行われたことを証する書類（以下「伐採届出書等」という。）の写しにより、伐採の場所及び方法が明らかな木材（製品を購入する場合にあっては、伐採届出書等の写し及び県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等に明記した木材）
- (2) 「木造建築物」とは、構造耐力上主要な部分が木造である建築物をいう。
- (3) 「主要構造部材」とは、木造軸組構法では梁・桁、柱及び土台を、その他枠組壁工法などでは土台及び枠組材をいう。
- (4) 「標準仕様」とは、住宅建築事業者が主要構造部材を木造建築物の物件毎に変更することなくあらかじめ決定し利用する、主要構造部材の樹種及び製材の種別の組合せをいう。
- (5) 「県産材建築物」とは、標準仕様及び広島県産材利用に関する協定に基づき、県産材を利用する木造建築物をいう。
- (6) 「県産材利用率」とは、単年度に建築する木造建築物の全棟数に対する、県産材建築物の棟数割合をいう。

(補助金の交付の条件)

第4 規則第5条第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 県産スギ材を建築物の主要構造部材に利用することを標準仕様とすること。
- (2) 県との広島県産材利用に関する協定を締結すること。ただし、既に県と協定を締

- 結し、かつ、交付申請時に協定期間を満了していない場合はこの限りでない。
- (3) (2)に定める協定を解約した場合、知事は、交付した補助金の返還を求めることができる。

(事業実施主体)

- 第5** 本事業において、補助金の交付の対象となる者(以下「事業実施主体」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者又は建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者
 - (2) 県内に本社、支社、又は営業所等を有している者
 - (3) 本事業に係る行為において法令を遵守することを誓約できる者

(補助金の交付対象等)

- 第6** 補助金の交付の対象となる県産材建築物の基準は、別表1のとおりとする。
- 2 補助額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

- 第7** この補助金の交付を受けようとする者は、本事業を開始する前に規則第3条第1項に基づく補助金交付申請を行い、交付決定を受けなければならない。
- また、補助金の交付決定額が募集額を満了した場合は、申請受付を終了する。
- 2 要綱第3条第3項に定める事業計画書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、収支予算書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
 - 3 前項に定める書類に添付する誓約書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

(補助金の実績報告)

- 第8** 要綱第7条第1項に定める事業実績書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、収支精算書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 2 要綱第7条第1項に定める補助事業実績報告書の提出期限は、当該補助事業の完了した日、当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する会計年度の3月1日のいずれか早い日とする。

(事業実施主体の責務)

- 第9** 事業実施主体は、県産材の利用について積極的に広報するものとする。
- 2 事業実施主体は、県産材の利用に係るアンケート及び補助金の交付の対象となった建築物の広報活用などについて、知事から依頼があった場合、協力に努めるものとする。
 - 3 事業実施主体は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第8条の木材関連事業者の登録を受けることに努めるものとする。
 - 4 事業実施主体は、令和7年11月に林野庁が策定した「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」に基づいた適正な取引の推進に努めるものとする。

附則

この要領は、令和8年7月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

県産材建築物の基準

項 目	基 準
主要構造部材	<p>標準仕様に設定し、合法な手続を経て県内で伐採されたスギ丸太を県内で製材した木材であること。</p> <p>ただし、県内の製材工場から供給できない製品であつて、合法な手続を経て県内で伐採されたスギ丸太から製材された主要構造部材は補助対象とする。</p>
羽柄材	<p>合法な手続を経て県内で伐採されたスギ丸太を県内で製材した木材であること。</p> <p>ただし、県内の製材工場から供給できない製品であつて、合法な手続を経て県内で伐採されたスギ丸太から製材された部材は補助対象とする。</p>
その他	<p>補助金の交付決定を受けた年度の2月15日までに、施工が完了した木材であること。</p>

補助額

1 補助単価

区分		補助単価
主要構造部材	梁・桁、柱、土台	スギ製品 2, 500 (円/m ³)
羽柄材	垂木、母屋、間柱、 筋交い、大引、根太、その他	

2 補助額の算出について

1に定める補助単価に県産材利用量を乗じた額とする。ただし、県産スギ材とその他樹種の集成材等については、県産スギ材の利用量に対してのみ補助単価を乗じるものとする。

事業計画書

1 事業の目的

県産材の利用量を維持するため、県産材を主要構造部材等に利用した建築物を建築する。

2 事業の内容

県産材建築物 建築棟数	主要構造部材等 現場搬入開始予定年月日	主要構造部材等 施工完了予定年月日
棟	年 月 日	年 月 日

※ 広島県産材年間利用計画（別紙 1）を添付すること。

製品の主な仕入先（製材工場）

（単位：円、m³（小数第 2 位まで記入））

県産材 利用量	主要 構造 部材	標準仕様		材積	
		梁・桁			
		柱			
		土台			
	羽柄材（垂木、母屋、間柱、筋交い、大引、根太、その他）				
	合計材積				
補助金額（合計材積×2,500 円/m ³ ）					

3 経費の配分

補助事業に要する経費 （県産材に係る費用）	負 担 区 分	
	県補助金	自己負担他
円	円	円

4 添付書類

- (1) 建設業の許可の通知（写し）又は建築士事務所登録証明書（写し）又は宅地建物取引業免許証（写し）
- (2) 誓約書（別記様式第 3 号）

(別紙1)

年度 広島県産材年間利用計画

(単位：m³、棟)

標準仕様（製品）、平均材積		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
梁・桁	m ³													
柱	m ³													
土台	m ³													
小計	m ³													
羽柄材	m ³													
合計	m ³													
県産材建築物棟数														
全建築棟数														

県産材建築物棟数（4月～翌3月）	
全建築棟数（4月～翌3月）	

別記様式第2号（第7、第8関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	予 算 額 (円) (交付申請時)	決 算 額 (円) (実績報告時)	比 較 (円)		備 考
			増	減	
県補助金					
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (円) (交付申請時)	決 算 額 (円) (実績報告時)	比 較 (円)		備 考
			増	減	
部 材 費					
合 計					

別記様式第3号（第7関係）

誓約書

年 月 日

広島県知事様

誓約者
所在地 〒

名称

代表者氏名

当社は、県産材利用緊急支援事業の補助対象建築物については、関連するすべての行為において、法令を遵守することを誓約します。

なお、これに反した場合は、業者名の公表等、広島県の措置に従います。

事業実績書

1 事業の目的

県産材の利用量を維持するため、県産材を主要構造部材等に利用した建築物を建築する。

2 事業の内容

県産材建築物 建築棟数	主要構造部材等 現場搬入開始年月日	主要構造部材等 施工完了年月日
棟	年 月 日	年 月 日

（単位：円、m³（小数第2位まで記入））

県産材 利用量	主要 構造 部材	標準仕様		材積	
		梁・桁			
		柱			
		土台			
	羽柄材（垂木、母屋、間柱、筋交い、大引、根太、その他）				
	合計材積				
補助金額（合計材積×2,500円/m ³ ）					

3 経費の配分

補助事業に要する経費 （県産材に係る費用）	負 担 区 分	
	県補助金	自己負担他
円	円	円

4 添付書類

- (1) 流通履歴書（別記様式第5号）
- (2) 県産材を主要構造部材等に利用したことを証する書類（合法木材供給事業者からの証明書）
- (3) 建築確認済証（若しくは建築工事届（注））の写し（注：建築基準法第6条に基づく建築物の建築等に関する申請及び確認が必要ないものに限る。）
- (4) 現地写真（全景写真、工事看板、主要構造部材等の施工完了が確認できるもの）
- (5) 補助金請求書（別記様式第6号）

流 通 履 歴 書

番号	部 材	樹種等	材積 (㎡)	原木市場名等	製材した業者名	プットした業者名	※異樹種集成材等 県産スギ割合	
1	梁・桁							
	柱							
	土台							
	そ の 他							
	小 計				現場搬入日： 年 月 日 / 完了日： 年 月 日 物件名又は場所：			
2	梁・桁							
	柱							
	土台							
	そ の 他							
	小 計				現場搬入日： 年 月 日 / 完了日： 年 月 日 物件名又は場所：			
3	梁・桁							
	柱							
	土台							
	そ の 他							
	小 計				現場搬入日： 年 月 日 / 完了日： 年 月 日 物件名又は場所：			
合 計	梁・桁			補助対象材積 (左記主要構 造部材合計× 1.15 左記その 他合計× 1.5) ※加工前材積 への補正				
	柱							
	土台							
	そ の 他							
	合 計							

※1 「材積」は、小数第5位を四捨五入して、小数第4位まで記入してください。

※2 「番号」は、交付決定日からの連番とし、4番以降については、実績に応じ行を追加してください。

※3 「完了日」は、補助対象部材の木工事の施工完了日を記入してください。

補助金請求書

年 月 日

広島県知事様

住所
名称
氏名

年 月 日付け林業第 号で補助金交付決定通知があった県産材利用緊急支援事業補助金として、次のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 _____ 円

2 補助金の振込先

金融機関等名	預金種別 (選択してください)	口座番号						
	普通							
店	当座							

口座名義人(フリガナ)												

※ 通帳のカナ名義を記入してください。不明の場合は金融機関に確認してください。